

日本共産党の児玉正直です。日本共産党を代表して、討論を行います。

議案第1号 平成十九年度佐倉市一般会計予算議案

議案第2号 平成十九年度佐倉市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成十九年度佐倉市交通災害共済事業特別会計予算

議案第6号 平成十九年度佐倉市老人保健特別会計予算

議案第8号 平成十九年度佐倉市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成十八年度佐倉市一般会計補正予算

議案第12号 平成十八年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

議案第13号 平成十八年度佐倉市交通災害共済事業特別会計補正予算。

議案第17号 平成十八年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

議案第33号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

以上10議案に対し一括して委員長報告に反対の討論を行います。

増税と社会保障費の負担増に対して、今、市民は理解と納得の行くお金の集め方と使い方になっているか、鋭く市政を凝視しています。高福祉・高負担には理解を示しつつも、納得する集め方・使われ方になっていないし、又しようとしないうちに政治に批判が集中しています。残念ながらこれらの議案は、市民に理解と納得されるお金の集め方と使い方になっていない。批判に耐えられないものと言わざるを得ません。

今年度・平成18年度の個人市民税納税通知に対し「怨嗟」の声が起きました。年金生活者等の納税者の通常の上昇率は、6から8%なのに、一気に34%・3800人増え、その方たちの税収額は前年度比・40%増えました。今まで課税すべきでない低年金収入生活者にまで納税義務を拡大した結果です。そして平成19年度一般会計予算では、このような課税すべきでない低年金収入生活者を含め年金生活者全体・1万5千人に、1億2千万円・11.5%の増税が襲います。「高齢者の中にも収入の多い方がいらっしゃる。したがって高齢者の全てが社会的弱者でなく、現役世代との税負担の公平を図られるための措置」といくら説明しても、市民は納得されないでしょう。わずかな金額でできる救済策も盛り込まれない予算を、市民が許すはずは

ありません。

特殊合計出生率が県下で最低クラスで、若い人の流失が懸念されているにも関わらず、佐倉市の少子化対策の要である保育園建設も計画通りに進みません。ここには若者や子育て世帯を、幅広く心のそこから支援しようとの姿勢も感じられません。若者が輝く、ニート、フリーター、ワーキングプア対策への施策を、アピールし実施するなら、必ずや青年たちは応えてくれるでしょうが、アピールすらできない予算です。

健康増進で介護予防、医療費抑制と言いながら、各種検診を有料化し、受診率の低下を招いています。言い訳的説明を繰り返しても、歳出削減の口実でしかないことを市民は見抜いています。昨年の医療改悪の効果が出たのか健康保険での保険給付費がいずれも減額です。診療抑制の心配、産科・小児科医不足のなかでの医療報酬の減額等が心配されますし、療養型病床削減による介護難民問題やリハビリ病棟の不足も深刻です。姨捨山だと言われる後期高齢者医療制度の設置は嘆かわしい限りです。

特別養護老人施設入所待機者も更に増加し、600人を超えるでしょう。居宅サービス、ヘルパーさんのあり方、小規模施設への指導のあり方も注視されています。介護予防をうたい文句にしても、利用者が見込めない現実がこの制度の矛盾を端的に示しているのではありませんか。

自立を阻害する「障害者自立支援法」の施行により施設運営も困難になり、障害者の家族の落胆は更に深まりました。そのなかで地域支援事業への取組みは、行政の熱意が示せるものではありませんが、障害者の真の支援に役立つものにして欲しいことを指摘しておきます。

切りの無いほど問題が山積しているのに、これらの予算等での方向ではますます問題が噴出します。

今市民は、行政改革・小さな政府のかけ声も何をねらっているか見抜いています。大企業の利益優先と高所得者優遇の政治による庶民いじめと地方自治体改編であり、この方向ではますます税金と負担への疑念が強まり、納得できないお金の使われ方との批判が強まります。国も地方も、大企業の利益優先と高所得者優遇の政治と財政から、国民生活を優先する政治と財政に切り替えてこそ、市民が理解と納得のできる予算となり得ます。

これら議案は、市民の負託に耐えないものとして反対いたします。

更に付け加えるなら、こうした市政・財政運営を行えば、ますます公務員攻撃は強まるでしょう。悪政は公務員が国民・市民

に強制するからです。今こそ地方公務員は、市民の暮らしを護るために何をなすべきかを指針にする時ではありませんか。またこうした公務員への批判の高まりを公務員削減と公務員労働強化に利用することは、市民のお金の集め方、使い方への批判を歪めるものとして許せません。

陳情第45号 志津霊園問題解決への陳情についてです。

議案において、市民への増税や社会保障費の負担増に対する市民の鋭い批判と、これら負担したお金の使われ方を凝視する、市民の鋭い目を指摘してきました。負担増に対して納得の行く税金の使われ方を求めることは当然のことです。

この陳情は、志津霊園問題の解決に時間とお金がかかり過ぎており、明確な解決の方策が未だ市民に示しえないことへの市民の苛立ちを示しています。

要旨その1では、地方自治法242条の「不当な財産管理に相当する」としてありますが、地方自治法242条では「こうした事実があると認めるときは、監査委員に監査を求め・・・」とありますから、まず監査委員に監査を求めるべきことでしょう。

また要旨その2で「経費の利息は実効性がない」との指摘ですが、議会は権利関係や予算の執行権はありませんのでこの指摘は当たりません。よってこの陳情の採択には同意できないものです。

しかし志津霊園問題について、損害の回復と道路建設への展望について市の説明責任が問われています。市民は志津霊園墓地移転対策協議会へ支出した15億円余の事実関係と責任の所在を、全面的にわかり易い説明を求めています。また早急な道路の開通も求めています。道路建設での障害は次々に出される本昌寺からの要求であり、これは市が断固たる態度をとっていない表れではありませんか。本昌寺に対する市の姿勢も、市民には納得されていないことを、この陳情は示しています。改めて、志津霊園問題の解決にむけ、断固たる姿勢を求めるものです。また本昌寺が使用している土地の扱いについて、佐倉市として主張できる権利もあらうと思われます。検討することではないでしょうか。

陳情第46号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情は採択されるべきです。

地域医療を支える医師と看護師の不足で、医療現場での過酷な勤務実態が問題となっています。聖隷佐倉市民病院が開設されても佐倉市の病床数は依然として低い水準です。医師と看護師の充実、佐倉市にとっても緊急・不可欠の課題です。医療従事者に希望と勇気を届けられるアピールを、佐倉市議会としても上げるべきではありませんか。ぜひ採択されることを求め、討論

とします。

議員発議案第5号 政務調査費の廃止の条例制定について 児玉正直議員の反対討論要旨

市民は増税・負担増で、税金の使われ方に鋭い関心を寄せている。提案理由は、財政難の折、歳出削減として政務調査費の全廃とのことであるが、市民の知る権利のために税金を使わせていただいている立場を認識し、政治的道義も含めての倫理観を持つての使い方で、市民の付託に応えられる使い方をしていて、なぜ廃止しなければならないのか。

政務調査費は使われ方が限定されており、全て自らが公開など、更に市民が納得される使われ方や透明性を強めれば良いはずではないか。歳出削減と言うなら、使途の制限の無い議員報酬からまず手をつけるべきであり、政務調査費を全廃することには反対である。